

告 示

埼玉県告示第八百七十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量、地上レーザ測量）

三 作業地域

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所西浦和出張所管内（さいたま市〔西区、桜区、南区〕、川越市、上尾市、戸田市、朝霞市、富士見市、桶川市）

四 作業期間

令和四年八月四日から令和五年一月三十一日まで